

# 福島第一原子力発電所事故に伴う都内産農産物の 放射性物質検査の実施について

## 1 趣 旨

福島第一原子力発電所事故に伴い、都内産農産物の放射性物質汚染状況を確認し適切な対応をするため、放射性物質の検査を実施する。

## 2 実施主体

検査の実施主体は東京都とする。

## 3 推進体制

東京都と J A 東京中央会で「都内産農産物の放射性物質の影響に係る対策会議」を設置し、検査の実施方針を定めるとともに、関係区市町村、関係 J A とも連携し実施する。

## 4 検査の実施

### (1) 対象農産物

コマツナ、ホウレンソウ、ミズナ、原乳（但し、野菜類で露地栽培のない時期はハウス栽培を検査）

### (2) 対象区市町村

野菜類は、各品目とも、先ず作付面積が 5 ha 以上の区市町村について実施し、その後その他の区市町村についての検査を実施する。

原乳については、各区市町村の乳用牛飼養頭数等を考慮し、実施する区市町村を決定する。

### (3) 対象農家の選定

対象農家の選定に当たっては、東京都と J A が協議して決定する。なお、福島第一原子力発電所から距離の近い J A から順次検査を実施する。

### (4) 検査時期

4 月第 4 週から実施する。

### (5) 農産物の採取・搬入・検査

農産物は、東京都が地元の J A と協力して畑から採取し、出荷する状態に調整したうえ、厚生労働省の示した「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に基づき検査する。

### (6) 出 荷

(5) で採取した農産物と同一日以降に出荷予定している農産物については、検査結果が判明するまで同一圃場からの出荷は控えることとする。

## 5 検査結果の公表

### (1) 関係機関への連絡

検査結果は、速やかに、都庁関係局、J A 東京中央会、関係 J A、関係区市町村に連絡する。

### (2) 公 表

検査結果は、速やかに、状況に応じて、プレス発表、記者会見、ホームページなどで公表する。

なお、同時に、都内区市町村や J A、国等に連絡することとする。